広島市告示第４５５号

令和８年１０月２３日

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第５条第１項の規定により、令和８年９月１６日付けで届出された次の大規模小売店舗について、同法第８条第２項の規定により意見書の提出がありましたので、同条第３項の規定により、その概要を公告します。

広島市長　　松井　一實

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

⑴　名　称　リベモール 深川

⑵　所在地　広島市安佐北区深川一丁目 385 番ほか

２　提出された意見の概要

別紙のとおり。

３　提出された意見書の縦覧場所

⑴　広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号

広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課

⑵　広島市安佐北区可部四丁目１３番１３号

広島市安佐北区市民部区政調整課

４　提出された意見書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

⑴　縦覧期間

令和８年１０月２３日から同年１１月２３日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成３年広島市条例第４９号）第１条第１項に規定する休日を除く。

⑵　縦覧のできる時間帯

午前８時３０分から午後５時１５分まで

（うら）

意　見　書

提出者の住所	市　　区　　町
提出者の氏名（団体の場合は団体名及び代表者名）	下庄自治会（広島市安佐北区深川一丁目自治会） 自治会長 （自署）　橋岡 由大
大規模小売店舗の名称	リベモール深川
大規模小売店舗の所在地	広島市安佐北区深川一丁目３８５番地
意見の対象となる生活環境保持のために配慮すべき事項（該当番号に○印を付けてください。）	①　交通関係 2　騒音関係 3　廃棄物関係 ④　その他（街並みづくり等）
意見の内容	「リベモール深川」の出店計画及び地域貢献計画の説明会においての地域住民からの意見に対する事業者（大東建託やコンサルタント等）からの回答について、曖昧な表現での回答には十分な満足を得られないものである。 報告書の質疑応答を確認すると、交通渋滞対策や右折レーンの設置、横断歩道の移設といった地域住民にとって切実な問題に対し、「民間事業者からの要望のみでは難しい」「現時点では予定はない」「可能な限り対応したい」といった抽象的・消極的な表現（いわゆる「検討します」や「難しい」の繰り返し）が多く見受けられる。こうした点は、具体的な安心感や納得感が得られるものとなっていない。 住民としては、このまま曖昧な回答で終わらすことなく、実効性のある対応を強く求めるため、住民としての意見を【別紙】「出店計画説明会の結果報告書への意見」（以下「意見」）の通り整理した。 次回の説明会（個別回答ではなく「意見を踏まえた配慮事項」についての説明が予定されている場）や、今後の正岡コンサルタント等との窓口でのやり取りにおいて、「調査をします・検討します」という言葉だけで終わらせず、【別紙】「意見」で述べた点について「いつ、どのような形で、どんなデータを住民に公表してくれるのか」等を具体的に文書で回答されることを求めるものである。

【別紙】

出店計画説明会の結果報告書への意見

はじめに

地域住民として説明会での意見に対しての十分に満足いく回答となっていない。

「リベモール深川」の出店計画及び地域貢献計画の説明会においての住民からの意見に対して事業者（大東建託及びコンサルタント等）からの回答において、曖昧な表現での回答に住民として十分な理解と納得が得られないものである。報告書の質疑応答を確認すると、交通渋滞対策や右折レーンの設置、横断歩道の移設といった地域住民にとって安全、安心した生活を願う切実な問題に対し、「民間事業者からの要望のみでは難しい」「現時点では予定はない」「可能な限り対応したい」といった抽象的・消極的な表現（いわゆる「検討します」や「難しい」の繰り返し）が多く見受けられる。こうした点は、具体的な安心感や納得感が得られるものとなっていない。住民としては、このまま曖昧な回答で終わらせることなく、実効性のある対応を強く求めるものであり、住民としての意見を以下の点で整理し、提出する。

1.「あいまいで不十分な点」を明確に示した回答となるよう求める

(1)交通対策の責任転嫁: 「警察や行政の判断」「民間だけでは難しい」を理由に、具体的な対策（右折レーンや信号機の設置など）の主体性を放棄しているのではないか。責任ある回答を求める。

(2)責任の所在と窓口の不透明さ: 「今後、モール全体を管理する会社を設置する予定」とされているが、それまでの暫定窓口（正岡コンサルタント）やオープン後の対応が曖昧になっているのではないか。住民の意見、要望等への窓口の具体的な計画を示すことを要望する。

(3)地域貢献計画の実効性: 多くの項目で目標値が「申入れにより検討」となっており、実質的に住民側からの働きかけがないと動かない仕組みになっており、積極的な連携への姿勢が見えない。説明会において、内容の再検討を強く要望したにもかかわらず、具体的な回答が示されていない。地域貢献計画書の再検討は誰が、いつ行うのか、どのタイミングで、誰の責任において作成し、公開するのかの回答を求める。

2. 今後の具体的なアプローチについての要望

(1)条件や期限の明文化を求める: 単に「検討する」ではなく、「いつまでに、どのような基準で判断し、結果をどう報告するのか」というプロセスや期限を明確にするよう求めるものである。

(2)行政(広島市)との連携が不明瞭: 事業者は「警察や行政の判断・協議が必要」と述べている。事業者に対して、どのような判断・協議を行ったのか連携の実態を住民が理解できるよう行政の担当部局（企業誘致・創業推進課や道路交通関連部署）から説明していただくよう求める。あわせて事業者、関係部局、住民代表による三者協議の場を設けるよう要望する。

(3)過去の他店事例(緑井店など)の教訓が生かされているか: 報告書にある緑井店の事例（売出し前の行列や周辺への影響）に対し、今回の深川店で具体的にどのようなシミュレーションを行い、どう防ぐのかの数値的・計画的な根拠を示すよう求める。

(4)最も住民が納得できていない点: 報告書の質疑応答では、事業者は「周辺の交通調査を実施し、交通への影響を評価することとしている」と回答しているが、単に社内や行政への報告だけで終わらせてしまう懸念がある。「調査結果」の客観的なデータ（予想交通量や渋滞予測など）を住民側と共有できれ

ば、大きなメリットと抑止効果が生まれると考える。調査結果の公表を強く求める。

(5)特に問題(交通渋滞や安全対策、防災、窓口の対応など)と捉える点:交通について周辺の交通調査を実施し、交通への影響を評価するとしているが、結果の公表を求める。

交通調査の結果の公表を求めることは、地域住民として当然の権利と考え、今後の協議においても以下の「3. 交通調査結果の公表を求めるべき理由とその効果についての意見」は有効であると考える。

3. 交通調査結果の公表を求めるべき理由とその効果についての意見

(1)「感覚」ではなく「データ」に基づいた議論ができる

「渋滞する」「見通しが悪い」という住民側の懸念に対し、事業者がどのような前提(いつ、どこで、どの時間帯に計測したデータ)をもとに影響評価を行ったのかがブラックボックスのままでは、住民に納得のいく対策につながらないと考える。

(2)対策の妥当性(右折レーンや信号機不要の根拠)を検証できる

事業者は「信号機や右折レーンの設置予定はない」としているが、その根拠となる交通調査データが実態に即しているのか、第三者や住民の目で確認する必要があると考えている。

(3)オープン後の責任の基準(ベンチマーク)になる

オープン前に「予測した交通量」というデータ(数値)を公表することで、実際に開店した後にそれを予測との差(上回る渋滞や危険な状況が発生した際)、事前の予測と実際の状況が確認でき、早急な追加対策(警備員の増員や規制などの具体策)の根拠とすることができると捉えている。

(4)交通調査の「実施概要」と「予測データ」の書面による開示

「いつ、どの範囲で、どのような手法で交通調査を行い、結果どう評価したのか」の報告書または調査結果(サマリー)を、オープン前のしかるべき時期(次回説明会や住民説明の場など)に住民に公開・公表し周知するよう文書で要請する。

なお、その際、事業者は今回の結果報告書で「警察からはより広域的な交通影響の検討を求められている」と回答しているため、警察等の関係行政機関とどのような協議を行い、当該機関がこの交通調査結果をどう評価し判断しているのかについてもあわせて公表を求める。

おわりに

次回の説明会(個別回答ではなく「意見を踏まえた配慮事項」についての説明が予定されている場)や、今後の正岡コンサルタント等との窓口でのやり取りにおいて、「調査をします・検討します」という言葉だけで終わらせず、「いつ、どのような形で、どんなデータを住民に公表してくれるのか」を具体的に文書において確実に回答していただくことを求めるものである。